

京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則

2018年 1 月22日

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (定義)
- 第 3 条 (告発受付窓口)
- 第 4 条 (告発等の受付体制)
- 第 5 条 (告発等の相談)
- 第 6 条 (受付窓口の職員の義務)
- 第 7 条 (秘密保持義務)
- 第 8 条 (告発者の保護)
- 第 9 条 (被告発者の保護)
- 第10条 (悪意に基づく告発等)
- 第11条 (予備調査の実施)
- 第12条 (予備調査の方法)
- 第13条 (本調査の決定等)
- 第14条 (調査委員会の設置)
- 第15条 (本調査の通知)
- 第16条 (本調査の実施)
- 第17条 (本調査の対象)
- 第18条 (証拠の保全)
- 第19条 (本調査の中間報告)
- 第20条 (調査における研究または技術上の情報の保護)
- 第21条 (不正行為の疑惑への説明責任)
- 第22条 (認定の手続)
- 第23条 (認定の方法)
- 第24条 (調査結果の通知および報告)
- 第25条 (不服申立)
- 第26条 (再調査)
- 第27条 (調査結果の公表)
- 第28条 (本調査中における一時的措置)
- 第29条 (研究費の使用中止)
- 第30条 (論文等の取下げ等の勧告)
- 第31条 (措置の解除等)
- 第32条 (秘密保持)
- 第33条 (処分)
- 第34条 (是正措置等)
- 第35条 (事務主管)
- 第36条 (雑則)
- 第37条 (改廃)

附 則

(目的)

第 1 条 この細則は、「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程」第18条に定める、京都橘大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、「不正行為」とは、「京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する規程」第2条第4項に定める定義による。

（告発受付窓口）

第3条 不正行為（その疑いがあるものを含む、以下同じ。）に関する告発及び情報提供（以下「告発等」という。）を受け付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を設置する。

2 受付窓口の責任者は、統括管理責任者である副学長1名、受付窓口の担当事務局は、学術振興課とし、連絡先、受付の方法等を公開する。

3 告発等の受付を行う者は、当該告発者および被告発者との利害関係を持たない者とする。

（告発等の受付体制）

第4条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談等により、受付窓口に対して告発等を行うことができる。

2 告発等は、原則として、顕名により、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。

（1）研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称

（2）研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容および不正行為とする合理的理由

3 匿名による告発等について、必要と認める場合には、最高管理責任者と協議の上、顕名の告発等に準じてこれを受け付けることができる。

4 受付窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。統括管理責任者は、当該告発等に関係する部局の責任者に、その内容を通知する。

5 告発等が郵便による場合など、当該告発等が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発等が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。

6 統括管理責任者は、当該告発等の対象に他の研究機関に所属する者が含まれる場合、または当該告発等の対象が他の研究機関である場合、当該機関の長に告発等を送付する。ただし、告発者にその旨の通知をし、同意を得なければならない。

7 統括管理責任者は、第27条に定める調査結果が公表されるまで、告発等に関する情報の秘密保持に留意しなければならない。

8 新聞等の報道機関、学会等の科学コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、統括管理責任者は、これを本学に告発等があった場合に準じて取り扱うことができる。

（告発等の相談）

第5条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発等の是非や手続について疑問がある者は、受付窓口に対して相談をすることができる。

2 告発等に関する相談は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談等により行う。

3 意思を明示しない相談があったときは、内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発等の意思の有無を確認する。

4 統括管理責任者は、告発等の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、最高管理責任者に報告する。

5 前項の告発等があったときは、統括管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。

（受付窓口の職員の義務）

第6条 告発等の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発等の受け付けに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法をとる。

3 前2項の規定は、告発等の相談についても準用する。

（秘密保持義務）

第7条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。離職後も、同様とする。

- 2 統括管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、当該告発等に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 統括管理責任者またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第8条 告発等に関する部局の責任者は、告発等をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発等をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 最高管理責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学の関係諸規程にしたがって、その者に対して処分を課することができる。
- 4 本学は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等をしたことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第9条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、本学の関係諸規程にしたがって、その者に対して処分を課することができる。
- 3 本学は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発等）

第10条 何人も、悪意に基づく告発等を行ってはならない。本規程において、「悪意に基づく告発等」とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とするものをいう。

- 2 本学は、悪意に基づく告発等であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関、文部科学省およびその他関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

（予備調査の実施）

第11条 第4条に基づく告発等があった場合または統括管理責任者がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、最高管理責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - (1) 研究活動の不正行為が行われた可能性
 - (2) 不正行為とする科学的な合理性のある理由と不正行為との関連性・論理性
 - (3) 告発等がされた研究の公表から告発等がされるまでの期間が、事後の検証等が可能となる期間を超えるか否か
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について、予備調査の結果と同時に報告する。
 - (1) 本格的な調査（以下「本調査」という。）の要否
 - (2) 当該告発等を受けた研究に係る研究費の執行の停止、その他必要な措置を講じることに関する意見
 - (3) 研究活動の不正行為が行われていない可能性が高いと認められる場合は、当該告発等が悪意に基づくものである可能性

- 4 予備調査の実施に関し、告発者、被告発者、その他関係者は、誠実に協力し、また、正当な理由なく拒絶することはできない。
- 5 予備調査は、次の各号に掲げる委員で構成する予備調査委員会が行う。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 被告発者が所属する学部または研究科の長
 - (3) 被告発者の研究分野に精通する研究者（学内、学外を問わない。）若干名
 - (4) その他学長が必要と認める者若干名
- 6 予備調査委員会には、学外の有識者を加える。
- 7 予備調査委員は、告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。なお、学外の有識者は、機関とも直接の利害関係を有しない者とする。
- 8 予備調査委員会に委員長をおき、統括管理責任者を充てる。委員長は、委員会を統括する。
- 9 予備調査委員会に副委員長をおき、被告発者が所属する学部または研究科の長を充てる。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故等あるときは代理する。
- 10 告発等が、既に取下げられた論文等に対してなされている場合、予備調査委員会は当該調査の可否を審議する。
- 11 予備調査委員会の事務は、学術振興課が行う。
- 12 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めまたは関係者のヒアリングを行うことができる。
- 13 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第12条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発等の際に示された科学的理由の論理性、告発等内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発等がなされる前に取下げられた論文等に対してなされた告発等について予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断する。

（本調査の決定等）

第13条 予備調査委員会は、告発等を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、予備調査の報告に基づき、当該告発等がされた事案について、本調査の可否を決定する。
- 3 最高管理責任者は、本調査の可否を決定後、当該事案に係る研究費等の配分機関、文部科学省およびその他関係省庁に、当該調査の可否を報告する。また、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求めるとともに、調査方針、調査対象、および方法等について配分機関に報告、協議することとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存する。

（調査委員会の設置）

第14条 最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、直ちに、統括管理責任者に対して調査委員会の設置を指示する。

- 2 調査委員会については、第11条第5項から第13項を準用する。
- 3 前項にかかわらず、調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。
- 4 利害関係が判明した場合は、速やかに委員を交代する。

（本調査の通知）

第15条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、当該委員の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。
- 4 本調査委員会は、当該告発等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。また、調査に関連した被告発者の他の研究活動を調査の対象に含めることができる。
- 5 前項の措置に影響しない場合に限り、被告発者の研究活動は制限しない。

(本調査の実施)

- 第16条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について本調査を開始する。
- 2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。
 - 3 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
 - 4 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会ならびに機器の使用等を保障するものとする。
 - 5 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。また、正当な理由なく拒絶することはできない。
 - 6 調査にあたっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に、告発者が特定されないよう配慮しなければならない。
 - 7 調査対象に、研究または技術上秘密とすべき情報が含まれるデータ、論文等がある場合、本調査に関係しない者に漏えいすることのないよう配慮しなければならない。

(本調査の対象)

- 第17条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第18条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとる。当該資料等の保全は、本学以外の研究機関から要請された場合も含むものとする。
- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼する。
 - 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

- 第19条 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関ならびに文部科学省に報告する。
- 2 最高管理責任者は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前でも進捗状況、中間報告を配分機関等に報告し、また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案の資料提出、閲覧、現地調査に応じる。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

- 第20条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第21条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続に則って行われたことならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第16条第4項の定める保障を与えなければならない。

(認定の手続)

第22条 本調査委員会は、原則として設置後150日以内に、次の各号に掲げる事項についての認定を行い、調査結果をまとめた報告書（以下「調査報告書」という。）を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 研究活動の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動の不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合、および不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文、研究における役割、不正使用の相当額
- (3) 研究活動の不正行為が行われていないと認定した場合は、当該告発等が悪意に基づくものであったか否か

- 2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない場合は、その理由および認定の予定日を付して統括管理責任者を通じて最高管理責任者に申し出て、その承認を得る。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行う。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

（認定の方法）

第23条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として、不正行為を認定してはならない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知および報告）

第24条 最高管理責任者は、前条に定める調査報告書に基づき、その結果を告発者および被告発者等（被告発者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。また、被告発者が他の研究機関に所属する場合は、その研究機関に通知する。

- 2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を作成する。
- 3 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に当該事案に係る研究費等の配分機関、文部科学省およびその他関係省庁に対し最終調査結果を報告する。210日以内に最終報告ができない場合は、中間報告を行う。
- 4 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。
- 5 悪意に基づく告発であることの認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

（不服申立）

第25条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、文書により最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、不服申立を受付けたとき、関係者にその旨を通知する。関係者とは、前条の定めにより通知を受けた者、配分機関および文部科学省とする。
- 4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前項に定める新たな調査委員は、第14条第2項および第3項に準じて指名する。
- 6 不服申立の審査を行う場合は、不服申立の趣旨、理由等を検討し、当該事案の再調査の要否について、原則として10日以内に決定しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前項の審査結果を告発者および被告発者等に通知する。また、再調査を行うとの決定を行った場合は、資料の提出などの必要な協力を求める。

- 8 調査委員会は、悪意に基づく不服申し立てについては、再調査を決定する。その他、再調査を行うまでもなく、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。その際、その不服申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことを併せて通知する。
- 9 告発者または被告発者等が必要な協力を行わない場合、再調査を打ち切ることができる。
- 10 調査委員会は、不服申し立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 11 最高管理責任者は、被告発者から不服申し立てがあったときは告発者に対して通知する。告発者から不服申し立てがあったときは告発者が所属する機関および被告発者に対して通知する。また、不服申し立てがあったこと、不服申し立ての却下または再調査開始の決定について、当該事案に係る研究費等の配分機関、文部科学省およびその他関係省庁に対し通知する。

(再調査)

第26条 前条に基づく不服申し立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知する。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告する。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して統括管理責任者を通じて最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、配分機関等からの要請に基づき、当該調査資料の提出、閲覧等を行うことがある。ただし、調査に支障がある場合などその他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 5 最高管理責任者は、本条2項または3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知する。告発者および被告発者の所属機関にも通知する。また、当該事案に係る研究費等の配分機関、文部科学省およびその他関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第27条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、次の事項を公表する。ただし、公表の時期は不服申立の期間等を考慮して決定する。

- (1) 研究活動の不正行為に関与した者の所属および氏名
 - (2) 研究活動の不正行為の内容
 - (3) 統括管理責任者または本調査委員会が公表時までに行った措置の内容
 - (4) 本調査委員会委員の所属および氏名
 - (5) 本調査の方法、手順等
 - (6) その他必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 3 最高管理責任者は、研究活動の不正行為が行われていない旨の調査報告であった場合、原則として、公表は行わない。ただし、公表までに当該事案が外部に漏えいしていた場合、および論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、次の事項を公表する。
 - (1) 不正行為は行われていないこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのこと）
 - (2) 被告発者の所属および氏名
 - (3) 本調査委員会委員の所属および氏名
 - (4) 本調査の方法、手順等
 - 4 最高管理責任者は、当該告発等が悪意によるものである旨の調査報告である場合、告発者等の所属および氏名を公表する。
 - 5 第1項、第3項および第4項に定める公表を行う場合は、不服申立の期間等を考慮して行う。

6 最高管理責任者は、公表する内容に学生等が含まれる場合、内容に応じて、適切に配慮する。

(本調査中における一時的措置)

第28条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、その調査報告を受けるまでの間、当該告発等を受けた研究に係る研究費の執行の停止など必要な措置を講じることができる。

2 最高管理責任者は、配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。

(研究費の使用中止)

第29条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命じる。

(論文等の取下げ等の勧告)

第30条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告する。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。

(措置の解除等)

第31条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除する。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じる。

(秘密保持)

第32条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口および調査関係者等は、当該事案に係る公表された内容以外の業務上知り得たことを、他に漏らしてはならない。

(処分)

第33条 本学は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対し、法令その他本学の関係諸規程にしたがって、処分を行う。

2 本学は、告発が悪意に基づくものと認定された告発者に対し、本学の関係諸規程にしたがって、処分を行う。

3 最高管理責任者は、第1項または第2項の処分が決定されたときは、当該事案に係る研究費等の配分機関、文部科学省およびその他関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第34条 研究倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告する。

2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとる。

3 最高管理責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関ならびに文部科学省およびその他関係省庁に対して報告する。

(事務主管)

第35条 この細則に関する事務主管は、学術振興課とする。ただし、第8条、第9条、第33条に関する事項の主管は、総務課とする。

(雑則)

第36条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づいて行う。

(改廃)

第37条 この細則の改廃は、部局長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、2018年4月1日より施行する。

なお、この細則の制定に伴い、「京都橘大学における研究費不正使用の通報ならびに調査に関する規程」を廃止する。

附 則

この細則は、2021年4月1日より施行する。

附 則

この細則は、2022年4月19日より施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2025年4月1日から施行する。

(R4. 4. 19) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則（平成30年1月22日制定第2240号）

(R3. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則（平成30年1月22日制定第2240号）

(H30. 4. 1) 京都橘大学における研究活動に係る不正行為の防止および対応等に関する細則（平成30年1月22日制定第2240号）